

住民基本台帳に関する事務 特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）の概要

1. 特定個人情報保護評価について

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）による社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を保有する事務においては、特定個人情報の取扱いや情報漏えいなどのリスクを軽減するための措置等について特定個人情報保護評価を実施し、その内容を記載した評価書を公表することとされています。

2. 住民基本台帳に関する事務と特定個人情報保護評価

住民基本台帳に関する事務については、住民基本台帳法の改正により、平成 27 年 10 月に住民票に個人番号が記載され、特定個人情報を保有することとなるため、特定個人情報保護評価を実施する必要があります。評価はしきい値判断（特定個人情報ファイルの対象人数等による判断）により評価の種類が判断されます。

◎「静岡市の住民基本台帳に関する事務」の「しきい値判断」

対象人数（住民登録者数）が 30 万人以上 ⇒ 全項目評価の対象

3. 全項目評価の対象事務となった場合の手続き

全項目評価の対象となった場合は、下記の手続きを行います。

- ① 全項目評価書（案）を公示し、市民の皆様から意見募集を実施
- ② 提出された意見を考慮し、静岡市情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を実施（平成 27 年 2 月頃）
- ③ 特定個人情報保護評価委員会へ評価書を提出し、公表（平成 27 年 3 月頃）

4. 評価書の内容

【I. 基本事項】

特定個人情報保護評価の対象となる事務の詳細な内容、当該事務において使用するシステムの名称及び機能、当該事務において取り扱う特定個人情報ファイルの名称及び保有する必要性等について記載

【Ⅱ. 特定個人情報ファイルの概要】

特定個人情報ファイルの種類、対象人数、記録される項目、利用者数、特定個人情報ファイルの委託の有無等、特定個人情報保護評価の対象となる事務において取り扱う特定個人情報ファイルの概要等について記載

【Ⅲ. 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策】

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスごとに想定されるリスクをについて分析し、そのリスクを軽減するための措置について記載

【Ⅳ. その他のリスク対策】

自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発など、Ⅲ以外のリスク対策について記載

【Ⅴ. 開示請求、問合せ】

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ等について記載

【Ⅵ. 評価実施手続】

特定個人情報手続に関する実施日、方法等について記載